

昭和十六年五月廿五日 印刷  
昭和十六年六月一日 發行

(紀元二千六百年  
念) 房總叢書第四卷

編輯者兼  
發行者

紀元二千六百年  
念 房總叢書刊行會

代表者 廿日出逸曉

印刷者

東京市小石川區久堅町百八番地

大橋 松雄

印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地

共同印刷株式會社

發行所

千葉市市場町二番地

千葉縣圖書館內

紀元二千六百年  
念 房總叢書刊行會

振替東京一六八四八四番



## 市兵衛記

【解説】 元祿八年二月上總國市原郡姉崎村名主次郎兵衛主催者となり、附近十ヶ村の名主等と協議し、農作物を害する野獸狩りを企てた。同年八月十三日の夕ぐれ、雇ひたる望陀郡長谷川村の獵師惣兵衛なる者、深城村の百姓九左衛門の妻を鹿と見誤り銃殺してしまつた。諸村の名主等大に驚き九左衛門及び其の親類に懇願し、慰薪料若干を出し、内済にしてしまつた。然るに同年十月に至り、事發覺し、十一ヶ村の名主等江戸表に呼出され、上を偽る不届者との宣告を受け、翌九年四月大島或は三宅島へ配流され、家屋田畑山林等殘らず沒收されてしまつた。次郎兵衛には七十七歳の老父、妊娠せる妻女、六歳なる女子、三歳なる男子、合せて四人の家族があつたが、食ふに食なく、寝ぬるに家がないといふ始末、親類縁者あれども、罪人の遺族として近寄る者なく、まして他人をやで、實に目も當てられぬ有様であつた。此の時次郎兵衛の下僕市兵衛赤手空拳奮然として起ち上り、舊主の遺族四人の養育を引受けた。時に市兵衛の家は、三十三歳の妻、七十歳の老母、七歳の長女、三歳の次女、合せて五人の家族であつた。此の中七歳になる長女を子守に出し、若干の給金を得、一軒の古家を買ひ求め、舊主一族の住居に當て、朝夕伺向して仕ふること毫も以前に異らなかつた。次郎兵衛の妻は、過度の憂愁の爲めか、女子を分娩して後、五日目に悶死してしまひ、幸か不幸か赤子のみは丈夫で、厄介此の上なかつた。市兵衛人と爲り、極めて實直で、目に一丁字なきも、恩義に感ずること頗る深く、誤殺事件發生して以來、毎夜姉崎神社へ丑刻祈願をこらし、次郎兵衛大島へ配流されし後は、毎月次郎兵衛の一子萬五郎を背負ひ、奉行所に出で、主人の赦免を歎願すること實に十有一年の長きに及んだ。寶永二年一月市兵衛死を決し、奉行所に到り、例の如く歎願し、身を以て主人に代らんとした。奉行萩原近江守重秀深く市兵衛の熱誠に動かされ、幕府の執政老臣に對ひ、特別の恩典を請うた。是に於て前に次郎兵衛より沒收せる宅地田畑山林五町七反四歩を一子萬五郎に與へ、別に所有者なき姉崎の宅地田畑山林七町二反七畝六歩を市兵衛に授けた。同年五月に至り、次郎兵衛以下各村の名主等漸次赦免せられ、歸村

するを得た。市兵衛の悦びは勿論、關係家族一同感謝の涙を禁じ得なかつた。奉行萩原近江守は大學頭林信篤をして市兵衛の義行を記せしめた。萩生徂徠また之が行狀を録し、篤學者天野信景、大阪の儒者角田九皋等感激の餘り、或は詩に作り、或は文に綴つた。江戸の儒者松崎堯臣また其の著「窓の須佐美」に市兵衛の事蹟を記載したが、此の書は隨所に誤謬がある。昭和四年一月文部省發行の「農村用高等小學讀本」卷ノ三に「市兵衛の話」と題し、廣く世の鑑としたのも、「窓の須佐美」を原本としたので、事實を誤ること少くない。筆者は、昭和十一年四月「天下の義僕姉崎市兵衛」と題する小冊子を發行し、忠烈無比の市兵衛を江湖に紹介した。本叢書收むる所の「市兵衛記」には、寶永二年正月最後に差出したる歎願書、幕吏よりの感狀、有志者の賞與、同情を寄せたる人々の氏名等も記録されてあるが、いづれも市兵衛傳記の資料である。(林)

一、樋口又兵衛様御代官所上總國市原郡姉崎村、主人次郎兵衛流罪之御訴訟及拾壹年々、下人市兵衛忠孝之段、被爲聞召、田畑屋敷爲御褒美被下置候趣。

西正月十八日、萩原近江守様に罷出訴訟之趣、乍恐書付を以て御訴訟申上候。

一、主人次郎兵衛儀、拾壹ヶ年以前、同國深城村鐵炮一條に付、豆州大島へ流罪被仰付候に付、御赦免之儀度々御訴訟罷出候處、御免許難被遊之由、然る處、次郎兵衛親得入、今年八十七歳、次郎兵衛女子拾六歳、男子拾參歳、女子拾歳に罷成候。私拾壹ヶ年程大勢之者養育仕候處、子供成人仕候。何共可然様も無御座候。重罪のもの御免許難被遊候得者、拙者如何様にも御仕置被仰付、主人御赦免被成下候得者、大勢之者助命、其上、親得入儀老人故、今日も知れ不申候。存生之内今一度逢せ申度奉存候故、以御慈悲、主人遠島偏に御赦免之儀、奉願上候。以上。

寶永貳年酉正月日

御奉行所様

訴訟人 市 兵 衛

此訴訟近江守様御聞届被遊、御評定所に十九日可罷出旨被仰付候趣、則罷出、右之段々申上候處に、神妙なる訴訟、上様にも御申上、可被爲仰渡旨に候。同二十七日、近江守様御尋に付、口上書を以て申上候趣。

一、當年得入八拾七歳、次郎兵衛遠島仕、當年迄拾壹ヶ年に罷成候。其養育の者は、次郎兵衛娘てふ六歳、忤萬五郎三歳、次郎兵衛女房懷胎之子五月五日平産仕候娘とみ、今年十一歳、母者其砌は九日相果申候。私母當年七十七歳私女十三歳、女房四十三歳、次郎兵衛遠島の時分、私娘いぬと申者七歳、ひさと申者三歳、右主人子供大勢貧窮の私拾壹ヶ年以來養育仕候儀、御地頭其外惣百姓深切なる情御座候故、幼稚の子供成人爲致候段申上候。

一、二月二十二日近江守様へ被召出、次郎兵衛所持の關所の田畑屋敷残らず市兵衛方へ被下置、流罪の者忤故、萬五郎及十五歳に候は、御追放可被遊候。難有存可奉旨、次郎兵衛儀は重罪の者に有之候趣、御免許難被遊、重て願申候様に被仰付候。市兵衛難有御請申上、罷歸り、次ぐる日、又々御訴訟申上候。

一、主流罪の御赦免御訴訟申上候得者、主人關所の田畑屋敷、主人養育の私に被下置、重々難有仕合に奉存候得共、不定のならひも御座候得者、私に證文被下置候後、私忤主人へ我儘申、不奉公可仕も難斗奉存候。願者、主人忤萬五郎へ被下置候は、難有奉存候。其子細者大勢の者養育仕候手立に賃日雇に罷出、其上、私娘を賣り金八兩調へ、屋敷を買、主人忤へ出し、則證文萬五郎名代に仕置申候。何卒主人跡目立申度奉

存候段、達て御訴訟申上候得共、近江守様被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候には、重罪の者悴田畑被<sub>レ</sub>下候譯無<sub>レ</sub>之、其上、拾壹ヶ年以來、不<sub>レ</sub>絶罷出候義、貧窮の者、當地宿拂拙者如何致候哉、御尋被<sub>レ</sub>遊候處、市兵衛申上候者、私體にて御訴訟罷出候度、毎度々宿拂仕候而は中々今年迄難<sub>二</sub>相續<sub>一</sub>候得者、小網町壹丁目姉ヶ崎屋四郎右衛門と申者御座候。拾壹ヶ年以來、私心入見届、雜用等合力爲<sub>レ</sub>致候上、悴共へも折々心附給り候故、是を力に今年迄御訴訟相談申候。四郎右衛門義は親類にても無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。人宿商賣も不<sub>レ</sub>仕。穀物問屋之由申上候得者、其節、近江守様被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候。無縁者にて左様に深切成る心ざし、彼是神妙之段被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候。

同廿五日、近江守様へ被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>御意之趣。

其方願之趣、御老中様へ申上候處、段々神妙なる訴訟仕候故、市兵衛願之通り可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>段、被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候間、難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存旨、其上、御料理被<sub>レ</sub>下候後、金拾兩被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候。重て萬五郎方へ御證文可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下段<sub>一</sub>、國元へ早速罷歸り、主人得入、其外子供にも可<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>段、宿四郎右衛門方迄御人被<sub>レ</sub>添、重て四郎右衛門可<sub>二</sub>罷出<sub>一</sub>旨被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。

一、同二十六日四郎右衛門、同源七、近江守様へ罷出申上候得者、右御褒美萬五郎と市兵衛方へ御田地金子被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候段、難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候段申上候得者、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候者、數年市兵衛訴訟相勤。偏に其方深切なる志に力を得、今年迄成し來候由、奇特の至り、上々様にも申上べき段被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>御褒美<sub>一</sub>郡内縞壹疋、兜露綿壹反、四郎右衛門方へ被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候。

一、從<sub>二</sub>近江守様<sub>一</sub>御代官え、市兵衛様子内證に而吟味候様にと、<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候に付、市兵衛居村名主組頭被<sub>二</sub>召寄<sub>一</sub>、御

尋被<sub>レ</sub>遊候處、市兵衛毎度御訴訟に出候節、主人次郎兵衛替りに其身如何様にも奉<sub>レ</sub>願候故、罷歸り申間敷段、兼而私共へも暇乞に罷出候。勿論、累年次郎兵衛親子養育、忠孝之仕方、言句に難<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>段、御代官所様え名主組頭申上候處、彌奇特成者に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、次郎兵衛闕所の田畑屋敷前度村々へ御預ヶ有<sub>レ</sub>之候を、不<sub>レ</sub>殘御取立に相成、市兵衛方へ御渡被<sub>レ</sub>成、其上、村惣百姓より、萬五郎市兵衛此上不便に致し、粗末致し申間敷段、不<sub>レ</sub>殘連判取被<sub>レ</sub>成候。

一、三月十一日萬五郎市兵衛江戸着、同十二日宿源七同道、近江守様え御禮に罷出候處、段々御機嫌克難<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>、萬五郎儀は御座間近迄被<sub>二</sub>召寄<sub>一</sub>、客殿よりも結構に被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>御意、御料理被<sub>二</sub>下候上<sub>一</sub>、手遊人形品々被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>仕合<sub>一</sub>に奉<sub>レ</sub>存候。

一、同日御代官樋口又兵衛え被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、萬五郎市兵衛宿源七御料理被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>。其上、

扇子筆墨

萬五郎え

金貳百疋

市兵衛え

右之通被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候。

一、同日御勘定頭小見山友右衛門様え被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、御目見被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。則罷出候處、厚御意被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>。其上

扇筆

萬五郎え

一、同十三日近江守様へ被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、三人共被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>候者、此度の義神妙の訴訟仕方、上々様にも御機嫌克、依<sub>レ</sub>之、市兵衛方へ以來進退可<sub>レ</sub>仕旨被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、其上、御料理被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>仕合<sub>一</sub>に奉<sub>レ</sub>存候。

一、同十六日御代官所へ三人共被<sub>レ</sub>召出、御料理被<sub>レ</sub>下、右田畑被<sub>レ</sub>下置、難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存候。  
一、同十六日御代官所へ三人共被<sub>レ</sub>召出、御料理被<sub>レ</sub>下、右田畑被<sub>レ</sub>下置候二通之證文頂戴、御重々、難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候。

## 右御證文

上總國市原郡姉ヶ崎村之内

田畑合五町壹畝四歩

是は拾壹ヶ年以前其年伊丹左衛門知行之節、地頭村々申合、惣兵衛と申者を頼み、猪鹿おどし鐵炮を爲<sub>レ</sub>打候處、惣兵衛不屈に而、玉入鐵炮を以て九左衛門と申者の女房を鹿と見違ひ打殺、御詮議の節力爭、惣兵衛重罪に付死罪爲<sub>レ</sub>仰付候。次郎兵衛儀外之者一同に、御詮議之節隠置申候科に依り、遠島被<sub>レ</sub>仰付候。右田畑屋敷闕所に罷成り、然る所、下人市兵衛儀、拾壹ヶ年以來無<sub>レ</sub>斷絶、次郎兵衛遠島御免被<sub>レ</sub>成下候様、御訴訟申出、次郎兵衛老父並に幼稚の子供致<sub>レ</sub>養育候仕方、深切なる志、此度、其身如何様にも御仕置被<sub>レ</sub>仰付、次郎兵衛遠島御免被<sub>レ</sub>成下候様、達而願ひ候段、奇特なる事に被<sub>レ</sub>思召候に付、右之田畑屋敷市兵衛に被<sub>レ</sub>下、次郎兵衛忤萬五郎成人之節、御放赦に可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>筈に候へ共、御赦免被<sub>レ</sub>成下候旨、御老中爲<sub>レ</sub>仰渡候旨、二月廿二日荻原近江守様爲<sub>レ</sub>仰渡候處、市兵衛又々願候には、田畑屋敷自分進退難<sub>レ</sub>仕候。何卒次郎兵衛忤萬五郎に被<sub>レ</sub>下置候様、市兵衛再三願ひ候に付、其段、御老中に被<sub>レ</sub>仰上候得者、市兵衛存念彌奇特成義に被<sub>レ</sub>思召、願之通り被<sub>レ</sub>仰付候旨、同二十五日近江守様被<sub>レ</sub>仰候。御勘定所御證文我等方に有<sub>レ</sub>之候。後證之爲、書附如<sub>レ</sub>斯候。右

田畑屋敷萬五郎令<sub>レ</sub>進退、御年貢諸役者村並に可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>者也。

寶永二年酉二月

姉ヶ崎村 萬 五 郎  
市 兵 衛

一、田畑屋鋪合六町歩。

一、外に居山壹町二反七畝六歩、姉ヶ崎村之内。

是は、主次郎兵衛十一年以前遠島被<sub>レ</sub>仰付候處、無<sub>レ</sub>斷絶免御訴訟願出、數年之心勞、老幼之主を養育之仕方深切なる志共、又此度、其身如何様にも御仕置被<sub>レ</sub>仰付、次郎兵衛遠島御赦免被<sub>レ</sub>成下候様、達而奉<sub>レ</sub>願候趣、段々以て奇特成事に被<sub>レ</sub>思召、次郎兵衛闕所之田畑屋鋪五町歩餘之所、市兵衛に被<sub>レ</sub>下候旨、先頃被<sub>レ</sub>仰渡候處、主の田畑進退可<sub>レ</sub>仕様無<sub>レ</sub>之候間、主忤萬五郎へ被<sub>レ</sub>下置候様、奉<sub>レ</sub>願候に付、願之通被<sub>レ</sub>仰付、彌奇特成者に被<sub>レ</sub>思召候に付、書面之田畑屋敷市兵衛に被<sub>レ</sub>下候旨、御老中被<sub>レ</sub>仰渡候由、三月十四日荻原近江守殿被<sub>レ</sub>仰付、御勘定所御證文我等方に有<sub>レ</sub>之候に付、爲<sub>レ</sub>後證書付如<sub>レ</sub>此に候條、右田畑山林共に令<sub>レ</sub>進退之、御年貢諸役共村並に可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>者也。

寶永二年酉三月

樋口又兵衛  
姉ヶ崎村 市 兵 衛

市兵衛拜領之分

市兵衛記

荻原近江守様。中川吉左衛門様。諸星内藏之助様。市川彌左衛門様。鈴木八右衛門様。能勢權兵衛様。下島甚右衛門様。遠藤新兵衛様。馬場新左衛門様。

四月九日分

河原清兵衛様。平岡彦兵衛様。室七左衛門様。樋口又兵衛様。今井源四郎様。直山友右衛門様。古郡又左衛門様。小長谷勘左衛門様。伊田五兵衛様。辻六郎左衛門様。辻彌五右衛門様。

同月十日分

久下作左衛門様。平岡四郎左衛門様。神谷武右衛門様。馬場源兵衛様。内山七左衛門様。久保田市兵衛様。井口治右衛門様。清田與左衛門様。石原新左衛門様。長谷川六兵衛様。今井九右衛門様。竹村太郎右衛門様。高谷太兵衛様。雨宮勘兵衛様。

四月十一日分

町野惣左衛門様。杉岡孫太郎様。荻原源左衛門様。鈴木三郎兵衛様。保木彌右衛門様。瀧野十右衛門様。野田三郎左衛門様。稻葉與市右衛門様。平岡三郎右衛門様。

同月十二日分

池田新兵衛様。石原清左衛門様。細田伊左衛門様。伊奈半左衛門様。南條重左衛門様。

以上

右之通ニ御座候。御屋敷不存。

寶永二酉年十月

### 記義奴市兵衛事

荻生徂徠

高橋氏曰く、鶴  
幕府の保護農  
民を養ふに  
村の情願を  
害の多しき  
猪鹿の威嚇  
銃の威嚇を  
豫めと唱へし  
一挺の砲を  
村に附其銃へ  
し毎に年十  
二の四月に  
翌年の四月  
迄の猪鹿を  
於ては鹿に  
むを逐はし  
む而して始  
四の月の始  
め其の銃を  
のれ其の銃  
領内に取り  
大庄屋に締  
預け再十に  
始村に再び  
其與るに選

寶永乙酉春三月、有司奉旨、以下流人上總州市原郡姉崎村次郎兵衛之田宅、沒在于官者五町七段、還其子萬五郎、以之無主田六町、授其奴市兵衛。以賞市兵衛也。始次郎兵衛爲村之里正。元祿乙亥歲、同甲總兵衛放銃驅野豕於人家竹林中、誤中人之妻而斃。當時猛獸在田。官授民以鳥銃。里銃幾丁幾名、銃幾門、籍其戶、假其器。唯火硝藥、勿用鉛石、任其驅逐、不得擅殺。著在令甲、齊民遵守。皆所以防亂源、廣慈惠也。而惣兵衛之銃有子、處斬。次郎兵衛身爲里正、不以聞。事覺猶爲弗知。流于豆大島、其田宅皆沒入官。次郎兵衛父、老且羸。子一、女六歲、男三歲、既行。其妻方產、頗難、生女而死。奴市兵衛、實諸懷抱中、遍丐於里之有乳者、乳之。親戚弗顧。三口之者、然無所依、兒女則呱呱泣弗已。市兵衛與其妻謀、所以養之、售己之女爲人婢、直若干。與其佃人田所受者若干、獲中金八兩、悉出買一小廬、以處次郎兵衛父與子女者、奉而事之、若其主在日。益佃它人田、以哀其升合之羸、而饘粥之供。四口之者、於是乎無飢寒之患焉。市兵衛猶恐己妻之或育、而朝夕之弗給也、遂不與俱同床蓐者十有一年矣。次郎兵衛就罪之日、市兵衛業已詣東都、俯伏官廳、請以身代其主之罪。姉崎去東都二十餘里、往還可三日程。而市兵衛來請若初者、必一二次。弗輟弗措、亦十有一年矣。都下店主人、稍稍知其所爲、遂弗與舉籌云。嗚呼、細民之多口而無田、悉取米鹽麻布之入于己。筋骨之力、惟日弗給。亦已勤矣。而年必虛六七十日、而取償于

例とす余  
が家往の  
鶴牧屋役  
大庄勤め  
なを實之  
れ取扱ひ  
來にあり

八十三は  
一に八十  
七とある

佗日之勤力。其困苦之所倍何如哉。且夫、官家租不薄、田主之稔愈刻。凡爲佃客者、藜藿弗粒。縊縷露肩。居則苦藁爲坐、動則犁鏝之從。炎畦雪糞、晨牧宵綯、歲無虛日、日不虛刻。而其可展布四肢而償一日勞者、唯在夢寐半枕之餘耳。大抵人世之所悅、曼聲美色、芬芳甘旨。與其風流繁華之娛、從容逸豫之樂、悉付諸他生天堂之受、而其可以暢舒精神、而取半晷之快者、唯在伉儷一床之上耳。故諺曰、耕夫與耕馬伍。而市兵衛十一年之苦心、此其情最爲可憐者乎。是歲二月某日、市兵衛又來訴于官者如初。而自矢弗虛還。吏訊其由。次郎兵衛之父、今年八十三、患風三歲弗差。起臥手足莫已聽。且暮則曰、願一獲見次郎兵衛、則死無憾矣。其哀籲弗忍聽也。且、三子者益長、愈慕、日夜悲泣。是烏可忍視耶。小人無狀、告愬弗勤、以貽斯感。故敢特冒官威懇請。寬赦次郎兵衛之罪放還、以獲與老父訣、則小人擅訴之罪、身首殊處、亦所不辭也。辭色哀惻、聳動官廳。旁訊縣里、情實弗爽。事遂聞、下之閣老。僉議以爲次郎兵衛在不赦、而市兵衛忠且誠、是可嘉。以其主之田宅賜之市兵衛。教曰可。有司傳旨。市兵衛不肯奉命。乃曰、始之爲主、卒之爲己、小人義不敢奉命。願賜之舊主之子萬五郎。事再聞。遂有今命。（徂徠集より）

## 市兵衛記

上總州市原郡姉崎村市兵衛者、下農民也。其主次郎兵衛、元祿八年乙亥、與于同國摠兵衛放鳥銃逐豕鹿、誤傷人之妻死。次郎兵衛雖不預其科、然曾爲之黨類。故連坐于伊豆大島。市兵衛哀之憂之、屢訴於官廳、請贖其罪。今已十有一年、弗輟弗措。寶永二年乙酉正月十八日、郡國惣務從五位下近江守荻原重秀、與其同僚聽訟。市兵衛呈懷狀曰、請以己身處重科、免其主之罪。所言太切也。官吏問曰、是何故乎。市兵衛平

伏曰、次郎兵衛有老父、曰得入。今歲八旬有七。近歲幾嬰中風之疾、身雖未亡、氣息奄奄、命在旦暮。僕抱養竭心。常有言曰、未死之日、一見次郎兵衛而瞑目、則至願足。而靡時日不及之。每聽其言不堪感痛也。且、次郎兵衛有子。遠別時女六歲、兒三歲號萬五郎。流刑之後、其妻產女子而死。僕乞乳鞠育、漸已成長。今年十一歲、皆依賴於我。三子共慕父號泣。老父兒女之悲、人之爲情不能忍之。況於僕乎。請察哀情達素願。官吏又問曰、老父兒所在如何。曰於我下養之育之。守主隸之分、如往年之日。唯恐用度不給。今已四十三歲、然十一年前與妻不同床。此意無他、僕若生子、則所養有所缺。以嚮所生之女、爲他人婢、併耕餘所得入之金、買求田宅、而附萬五郎。偏告邨之老農爲證也。官吏召郡監又兵衛樋口氏質其言。無所違。官吏悉感其志、賞其義。重秀與同僚、告其始末於執政老臣。皆曰、彼志雖切、然次郎兵衛之罪不可赦。是法令所定。唯以次郎兵衛故田宅之沒在官者、悉可授市兵衛也。官吏傳令於樋口氏。召市兵衛諭之。垂首平伏、猶有不慊之色。又訴曰、所賜之田宅、願卑之萬五郎。自領之則爲主謀而取主之田宅者也。命令雖重而非素志也。官吏曰、恩命惟重、不可變。早歸邑里。留滯日久、支用又乏也。市兵衛拜謝曰、僕出邑之日、爲主待罪。故附家事於姻族孫十郎、無所介懷。且、在府之間、市中有一知己者。憐僕情、願遇有餘。故年來雖參東都、不求宿食料也。官吏彌感其言、又告執政、改授田宅於萬五郎也。市兵衛歡抃拜伏、乃歸其邨。重秀又告執政曰、姉崎村、幸有無主之地。願授田畑六町及田宅等、表其行實。重秀請予記其條狀。因識卑之。且、加一語曰、至誠無息則久。久則徵。若市兵衛、素志所存十餘年之久遠確乎不變。使官感其誠於今日。可謂久則徵者也。大凡古今所責於士大夫者忠爾。

然又克之、不耻其責者鮮。若市兵衛、一郷之土民鄙夫役。而奉其主、盡心已而、無餘蘊。忘身而無他道。以士大夫之所不能克、而克之國、則爲國之忠臣。置之家、則爲家忠臣。使世之不忠於國、不忠於家者聞之、則赧然其額有泚。

寶永二乙酉年三月

從五位下大學頭

藤原信篤識之

○ 起きて聞け山ほとゝぎす市兵衛記

其角

自今拾壹年前元祿七亥年ヨリノ件

寶永二年酉十月記

姉ヶ崎町  
妙經寺の  
句碑には  
「山」を  
「此」と  
してある

○

角田簡

義奴市兵衛、上總市原郡姉崎村人。其主次郎兵衛爲村甲。元祿乙亥、村民總兵衛放銃驅猪、誤中人之妻而死。事覺處斬。次郎兵衛坐見知故、流于伊豆大島、其田宅皆沒入官。是時、次郎兵衛父老且羸。二子、女六歳、男三歳。其妻難産、生女而死。市兵衛眞諸懷中、遍丐有乳者乳之。親戚不顧。老弱三人煢然無所依。市兵衛與妻圖所養之者。售已女爲人婢、直若干。與佃人之田、而所收者若干、并獲中金八兩、因買一小塵、以處四人。朝夕敬事、若其主在日。益佃人之田、以哀升合之羸、而供衣食。猶恐妻之或育子、而朝夕不給也、不同尋而寢者、十有一年矣。初次郎兵衛見流之日、市兵衛乃如江都、俯伏官廳、請以身代主之罪。姉崎距江都二十餘里、往還三日程。而市兵衛往請、月必一二次、凡十有一年矣。寶永乙酉春

二月、市兵衛又來請如初。而自矢不虛還。吏問其故。市兵衛曰、次郎兵衛父、今茲年八十三、患風三年。旦暮泣曰、一得見我子、則死無憾矣。三子益長、愈慕、日夜悲泣。小人不忍視也。故敢冒官威。伏請、暫赦次郎兵衛之罪、使與老父訣、則小人受擅訴之罪、身首殊處亦所不辭也。辭色哀惻、聳動官廳。廷議曰、次郎兵衛之罪在不赦。而市兵衛忠且誠、不可弗賞也。三月、召市兵衛、賜其主田宅。市兵衛曰、始於爲主、終於爲己。小人義不敢奉命。願賜之主之子。官以此益義之、以田宅籍沒者五町七段、還與萬五郎。授市兵衛以無主田六町、而賞之。

角田簡曰、市兵衛事蹟、與卓榮頗相似也。故附載于此。我邦纂修國史、則二子者、可入于特行傳。(近世叢語)より)

○

松崎堯臣

惣兵衛は  
云々解説  
参照

上總國市原郡姉崎といふところの民、惣兵衛といふ者、人の鐵砲をかり持ちて、鳥をうつとて、あやまちて隣家の妻女を殺しつ。初よりたくみてせざりし事なればとて、死刑一等をなだめられ、伊豆島に流されて、田宅は官に入りけり。その子萬五郎三歳、その妻は懷妊なりしが、後に女子を生みてけり。その僕市兵衛といふもの、夫婦心をあはせ、ねんごろにいたはりやしなひけり。寶永の頃、萬五郎十五歳になりけるまで、主従の禮うやくしく、むかし在りし時の如くなりけるが、市兵衛家貧しくて、養ひの遂げざらんことをうれひ、一人ある女を三四年以前に江戸につれ來り、人の許につかへさせけり。なほ行末のおぼつかなく、妻にいひけるは、かくして二人が中に子など出で來ては、主を養ふたつきなからん。今より後は、夫婦の交りをたちなんとて、ふしどを一つ

惣兵衛は  
次郎兵衛  
の誤(以衛  
下同)二  
三年の誤  
八十は正  
十七が八

浅草云々  
は小網町  
の穀商門  
で左衛門  
郎ある

一町云々  
は誤であ  
る(解説  
参照)

にせずして十二年を経ぬ。さて又、惣兵衛が罪ゆるされんことを、流罪の年より始めて、月ごとに江戸に來り、府に訴へてやまず。寶永三年ばかりにや、この子供の慕ひ悲しび侍るのみならず、その父なる翁八十に及び候が、生涯のうちにたゞ一目見て、直に死すとも事足りなんと、且夕に歎き申すが忍へず候。某を流しつかはして、惣兵衛をかへし給はらせたとし、わりなくこひけるに、奉行荻原近江守、彼がたゆみなく年月こひぬるをあはれがり、或時間はれしは、汝十年のあまり月ごとにこひ侍り。この事にかゝづらひて、田作るさはりとならん。いかがせるにやとありしかば、出づる時は、甥に作十郎と申す者の候に後の事あづけ置きて江戸に出で、四日が程には歸り候と申す。さあらば、旅宿のつぐのひもそこばくならんは、いかゞとありしに、はじめ浅草なる旅屋に宿りしが、うちつゞき來り候により、何事にやと問ひしゆゑ、事の由を語り候へば、あはれがりて、そのつひえをとらず。その上、いとも眞實にもてあつかひ候と申しけり。近江守を初め、諸司大きに感じ、かゝる者を褒賞あらば、おのづから徳化の一つにならんと、その由を上達し、惣兵衛はえさらぬ事なれば、御ゆるされありがたく、姉崎に折から主なき田一町あまりありしを賜はり、家一つを添へたびぬ。今よりは願ふ事もなかれとありしに、市兵衛申しけるは、浅からぬ御めぐみに候へども、主の罪ゆるされんことをこそ年月願ひ候に、その沙汰はなくて、某かゝる御めぐみにうるほひ候ては、忠ある由して身のために構へたるに成り候こと、本意の外に候まゝ、同じくは、この田宅を萬五郎に下したび候はゞやと、又なくこひければ、いよくその意志をめできこえて、又、上達ありて、萬五郎には外の田宅を下したび候ひけり。いやしき民といへども、よに稀なる忠貞なりとて、林祭酒の文作りて世にも廣がりしを、まのあたり見たりし。「窓のすさび」より)

### 義僕市兵衛

寛文三年癸卯姉崎村ニ生ル。家貧シウシテ名主次郎兵衛ノ從僕ト爲ル。當時、此ノ地猪鹿多ク山中ニ棲栖シ、田圃ノ作物ヲ害ス。諸民之ヲ憂ヒ、元祿八年乙亥八月、姉崎、迎田、片又木、立野、豊成、不入斗、天羽田七村共謀シテ、望陀郡長谷川村獵夫總兵衛ヲ傭ヒ、村民ト共ニ大須林山ニ狩ル。既ニ日暮近キ頃、タマ／＼深城村ノ人九左衛門ノ妻竹山中ニ在リ。總兵衛竹鹿ト誤認シ、之ヲ鉞殺ス。是ニ於テ、諸村ノ名主組頭等相會議ス。皆其ノ爲ス所ヲ知ラズ。天羽田村太郎兵衛ナル者、事ヲ奉行所ニ訴ヘナバ村民ノ辛苦容易ナラズ。私和スルニ如カズト。皆心ヲ同ジウシ、乃チ吊金ヲ故竹ノ兄望陀郡新田村作右衛門ニ贈リ、事決ス。幕府其ノ由ヲ知リ、糺問スル所トナル。皆答フルニ實ヲ以テセズ。故ニ隨ツテ重科ニ處セラレ、九年丙子八月總兵衛死罪タリ。七村及ビ長谷川村ノ名主等ヲ初メ、九左衛門流罪タリ。八丈、三宅二島ニ配流セラル。事ニ會セシ祖頭悉ク追放ニ處セラレ、作右衛門ハ放逐トナル。各自所有ノ地所合計三百六十五石ヲ官ニ沒收セラル。是ニ於テ、市兵衛ノ主家次郎兵衛ハ所有地四十石餘ヲ沒セラレ、八丈島ニ配流トナル。十一年戊寅、片又木村名主次郎衛門ノ子長兵衛、父ノ流罪宥赦ノ歎訴ヲ企ツ。市兵衛モ亦其ノ意アリ。共ニ江戸ニ到リ書ヲ捧グ。尋イデ其ノ他罪人ノ子弟親戚等モ歎訴シ、百方宥赦ヲ請フコト九年間。然レドモ幕府聽カズ。是ニ於テ、市兵衛甘苦シ、郷里ニ在リテハ毎夜丑刻ヲ期シテ姉崎神社ニ賽詣シ、身ヲ以テ主ノ罪ニ代ランコトヲ祈ル。又次郎兵衛ノ親子ヲ養ヒ、毎日三回必ズ江戸ニ到リ歎訴ス。其ノ都度、次郎兵衛ノ子萬五郎ヲ負ヒ、帶襷皆藁繩ヲ纏ヒ、途ニ宿泊セズ。江戸小網町二丁目姉崎屋四郎左衛門方ニ投ズ。寶永二年乙酉正月、村人等ト訣別シ、斷ジテ身ヲ以テ主人ノ罪ヲ贖ハント欲ス。復江戸ニ到

リ之ヲ訴フ。二月、奉行荻原近江守ノ命アリ。大將軍深ク汝ノ義ヲ嘉セラレ、萬五郎十一歳ニ及ババ追放ニ處スベキヲ赦シ、且、次郎兵衛ヨリ沒收地ノ内五町一畝四歩ヲ汝ニ賜フ。以テ老幼ヲ養フベシ。罪人次郎兵衛ハ獨リ之ヲ赦シ難シト。翌日、市兵衛書ヲ捧呈シテ、授與セラレシ地所ハ萬五郎ニ與ヘラレンコトヲ請フ。數日ニシテ許サレ、更ニ七町二段七畝六歩ヲ下賜セラル。且、金七十兩及ビ近江守ノ室ヨリ金貳百兩、代官樋口又兵衛ヲシテ金貳五拾兩ヲ與ヘラル。是ニ於テ、義人ノ名一時ニ著レ、多ク酒肴物品等ヲ與ヘラル。續イテ歎訴シ、三年丙戌五月聽許セラレ、秋冬ノ頃次郎兵衛以下歸村スルヲ得タリ。四年丁亥春、追放者ノ宥免ヲ歎訴シ、八月悉ク赦サル。而シテ沒收ノ地ハ大抵故主ニ復有セシム。コレ市兵衛ノ歎訴ニヨリ是ニ及ブ。林大學頭幕命ヲ受ケ、其ノ記文ヲ書シ、其ノ名朝野ニ著ル。又、村民ニ命ジテ市兵衛ヲ敬セシム。長兵衛ノ勞之ニ亞グ。市兵衛正徳四年甲午十一月四日死ス。年五十二。妙經寺ニ葬ル。法號寶林院全了日志ト稱ス。（「上總町邨誌」より）

## 市兵衛記（終）

市兵衛正徳四年甲午十一月四日死ス。年五十二。妙經寺ニ葬ル。法號寶林院全了日志ト稱ス。（「上總町邨誌」より）

昭和十六年五月廿五日 印刷  
昭和十六年六月一日 發行

（紀元二千六百年 念）房總叢書第四卷

編輯者兼  
發行所

紀元二千六百年 念 房總叢書刊行會

代表者 廿日出逸曉

印刷者

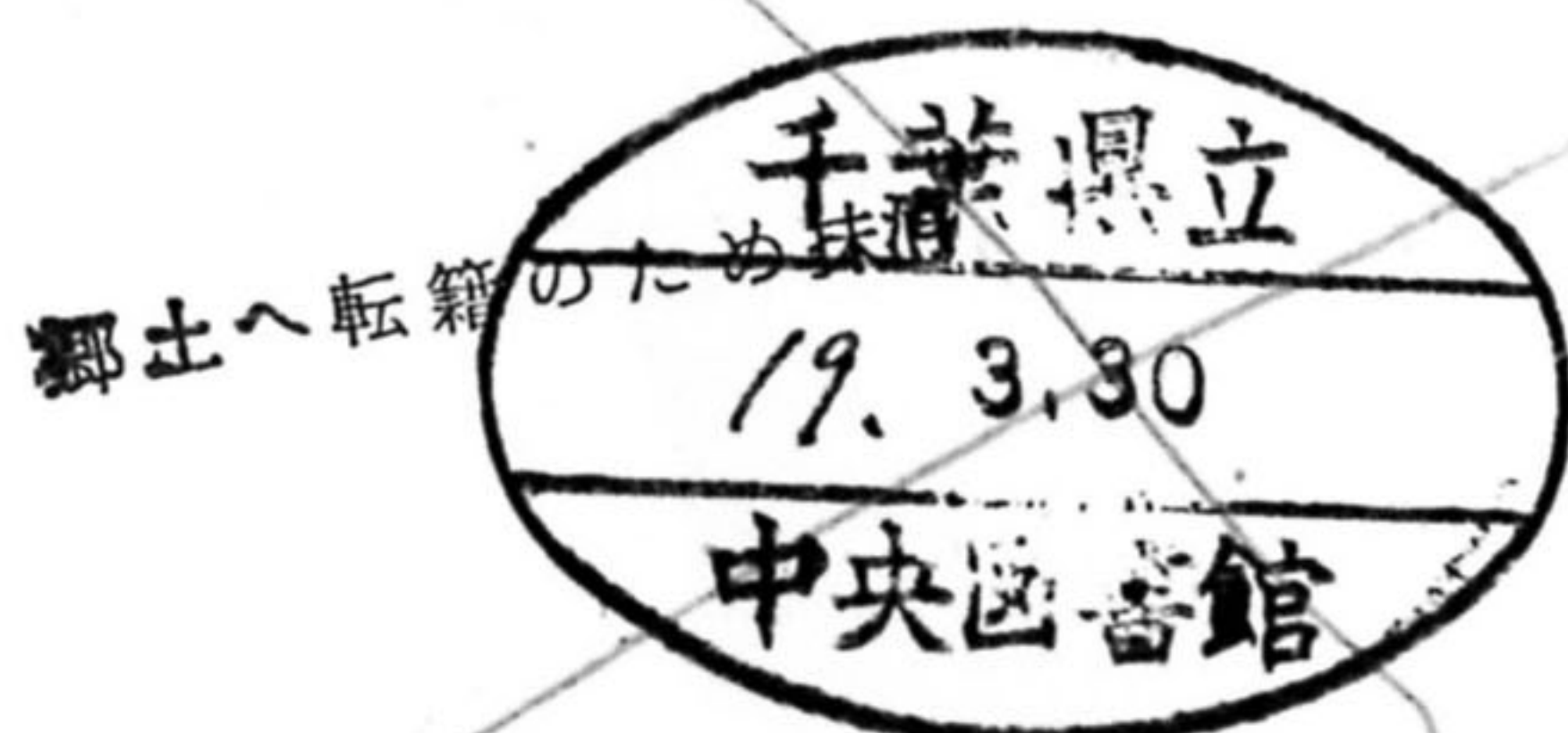
東京市小石川區久堅町百八番地

大橋 松雄

印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地

共同印刷株式會社



發行所

紀元二千六百年 念 房總叢書刊行會

千葉縣圖書館內

千葉市市場町二番地

振替東京一六八四八四番